

平成 27 年度「相生元気アップ商品券」発行事業実施要綱

相生市・相生商工会議所

1. 発行の目的：個人消費の拡大による地域商業の活性化を支援し、地域の元気アップを図ることを目的とする。

2. 名 称：相生元気アップ商品券

3. 商品券概要：

1) 金 額 等：12,000円分の商品券を10,000円で販売する。

但し、中学生以下の子供がいる世帯(以下子育て世帯と表現)には、別途相生市より送付する「子育て世帯引換券」と引き替えて4,000円分の相生元気アップ商品券(中小規模店専用券)を加えて配布する。

2) 発行組数：19,000組(2億2800万円分)

3) 券 種：1,000円券12枚綴り。釣り銭は出さない。

「全店共通券」6,000円分と「中小規模店専用券」6,000円分を1組とする。

4) 事業所定義：

a) 「全店共通券」のみが使用できる店舗等

相生市内で大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000㎡を超える店舗。但し、店舗面積1,000㎡を超えないテナントは除く。

b) 「全店共通券」「中小規模店専用券」の両方が使用できる店舗等

上記 a) の大型店を除いた店舗

5) 販売期間：9月13日(日)～9月19日(土)

6) 販売方法：広報あいおい9月号に添付の引換券1枚で2組まで販売する。

売り切れ時点で終了し、また残部が出た場合は、10月18日(日)より引換券無しで販売する。(一人1組)

7) 販売時間・場所

月日	時間	場所
9/13(日)	午前9時～午後5時	・市役所本館フロアー
	午前10時～午後4時	・若狭野多目的センター、矢野公民館
9/14(月)～9/18(金)	午前9時～午後6時	・相生商工会議所
	午前10時～午後4時	・ほんまちカルチャーセンター
9/19(土)	午前9時～午後5時	・市役所本館フロアー

8) 有効期限：平成27年9月13日～平成27年12月31日

9) 利用対象外：下記の支払いは、商品券の利用対象外とする。

①現金との換金、金融機関への預け入れ

②特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 取扱店について

- 1) 取扱店要件：相生市内に店舗等を有する事業所で、取り扱いを希望し、相生市または相生商工会議所が取り扱いを認めた店舗とする。

【取扱できない店舗・事業所】

- ①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③相生市の入札停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条または、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

- 2) 取扱手数料：取扱店が負担する手数料は無料とする。

- 3) 取扱申込：別紙申込書を7月15日(水)までに相生商工会議所へ提出する。

締切以降も取り扱いの申込受付を行うが、取扱店一覧（PR冊子含む）に掲載されません。

- 4) 換金方法：「換金申込書」に必要事項を記入し、かつ全ての「商品券」裏面に取扱店名を記入した上で、相生商工会議所まで持参。枚数確認後みなと銀行小切手（銀行渡り付）を発行する。

- 5) 換金日：

a) 換金額が30万円未満の場合

- ・2日と20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）および1月12日～1月15日の毎日に相生商工会議所にて受付。※但し10月2日は当所事業のため1日に変更

●換金額30万円未満の換金日一覧

9月	24日(木)
10月	1日(木)、20日(火)
11月	2日(月)、20日(金)
12月	2日(水)、21日(月)
1月	12日(火)、13日(水)、14日(木)、15日(金)

b) 換金額が30万円以上の場合

- ・1月20日(水)までに、その都度調整し相生商工会議所にて受付する。（事前に希望日を電話連絡のこと）

c) その他の注意

- ①換金時間は換金日の9：00～16：00の間とする。
- ②換金の際は「換金申込書」を記入の上、商品券と一緒に相生商工会議所まで提出のこと。その際、換金申込書の事業所名は、取扱申込書に記載の事業所名と同一とすること。
- ③振出された小切手は決算の都合上、平成28年1月末日までに必ず預金口座に入金のこと。

6) 取扱店の公表：

- ①取扱店については、取扱店一覧表を作成し、広報あいおい9月号で配布する。
- ②相生商工会議所会員事業所は、取扱店一覧表の他に店のPR文・写真等を掲載した「取扱店案内冊子」を作成し、広報あいおい9月号で配布する。